

業務委託共通仕様書

この仕様書は、業務の実施に係る共通事項を示すものであって、実施にあたっては、発注者・受注者誠意をもって行うものとする。

(法令の遵守)

- 1 受注者は、業務の実施にあたっては、関係諸法令に基づき、発注者が定めた諸規定を遵守しなければならない。

(業務の実施)

- 2 受注者は、業務の実施にあたっては、資格、技能等で適した従業員を配置するものとする。

また、誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって業務を行うものとする。

(職務の実施責任)

- 3 受注者の行った業務の実施に瑕疵があり、又は善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、受注者は、発注者に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、受注者の責めに基づかないときは、この限りではない。

(現場責任者の指定)

- 4 受注者は、業務の実施にあたり、受注者を代理する現場責任者を選任するものとする（委託契約書別添第5条に定める「業務責任者」は、ここでいう「現場責任者」に読み替えるものとする）。

(1) 現場責任者は次の任にあたるものとする。

- ア 業務の実施に関する発注者との連絡及び調整
- イ 業務仕様書に基づく細部事項の打ち合わせ
- ウ 業務に従事する受注者の従業員の管理及び指導・指揮監督

- (2) 発注者又は発注者の指定した監督員は、業務の実施に関し、仕様書に基づく注文等は、受注者の選任した現場責任者に対して行うものとし、受注者の従業員に対し直接これを行ってはならない。

(規律の維持)

- 5 受注者は業務に従事する従業員の教育指導に万全を期すとともに風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

また、受注者は、受注者の定める制服を着用させるものとする。この場合、受注者の従業員であることを明確にするため、会社名及び従事者の氏名を表示した名札等をあわせて着用するものとする。

(業務の計画及び実施報告)

- 6 受注者は、本契約に基づき、業務に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施し、次のとおり報告するものとする。ただし、発注者において実施上異議があるときは、発注者・受注者で協議し決定するものとする。

(1) 受注者は、業務を実施したときは、日誌・報告書等の書面をもって、すみやかにその状況を発注者に報告するものとする。

(2) 発注者は、受注者に対し、随時業務の実施状況の報告を求めることができる。

(実施の確認)

7 受注者は、業務に係る委託料を発注者に請求するときは、発注者の指定する検査員の確認を受けるものとする。

(異常又は事故報告)

8 受注者は、建物本体、付帯施設・設備等に損傷又は不良の箇所を発見したときは、その旨を直ちに適切な措置を講ずる共に発注者に書面により報告するものとする。

(浦和競馬場での勝馬投票券購入等の禁止について)

9 受注者は業務中、次の事項を遵守すること。また、受注者は、受注者の従業員、派遣社員等に本事項の周知、徹底を図ること。

(1) 浦和競馬場において、すべての勝馬投票券の購入及び払戻しを行わないこと。

(2) その他、競馬に係る不正又は不正と疑われる行為を行わないこと。

(その他)

10 業務の実施にあたっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 火気の使用にあたっては、十分に注意するものとする。

(2) 事務室等の鍵が必要な場合、発注者・受注者協議の上貸与するものとする。

貸与を受けた鍵は、慎重に取扱うものとし、業務を実施するために必要な時間と場所に限り使用するものとする。

(3) 電気・ガス及び水の使用にあたっては、極力節約に努めるものとする。

(4) 水の使用又は機械器具等の使用により、建物・器物等に損傷を与えぬよう注意するものとする。

(5) 衛生に留意するものとする。特に感染症対策は入念に実施すること。

(6) 浦和競馬場内での業務中は「さわやか浦和競馬あいさつ運動」として、相手が誰であってもあいさつを率先して行うこと。

特記仕様書（浦和競馬場花壇等草花管理業務）

この仕様書は、業務の大要を示すものであって、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行なうものとする。

- 1 委託業務の実施にあたり、責任者を定め、現場代理人届けを提出し、承認を受けること。
- 2 現場代理人は、業務を実施したときには作業状況を明らかにするために作業報告書を作成し、作業写真を添付のうえ監督員に提出すること。また作業開始時および終了時には、そのつど報告すること。
- 3 委託業務にその手直しが生じたときは、監督員の指示に従い、その費用は、受託者の負担とする。
- 4 委託業務実施上、臨機の措置で緊急必要と認められる場合、監督員は所要の措置を求めることが出来る。この場合は、その結果を遅滞なく監督員に報告しなければならない。
- 5 委託業務作業に係る機械類・資材等について、発注者が貸与・支給するものは次のとおりとする。
 - 5-1 発注者から貸与する機械類等
 - ・灌水のための装置（円形花壇、ゴール前大型花壇）
その他の貸与機械類の追加、又は変更となることがある。
使用にあたっては機器保全のための点検を行い、性能・操作方法を熟知する等、十分注意の上、適正に取り扱うこと。季節ごとに適切にタイマー設定をすること。
 - 5-2 発注者から支給する資材等
 - (1) 第5花壇へ植えるヒマワリの苗
苗は、5月～7月に支給予定である。日付が決まり次第植えかえの指示をする。夏の開催時に満開になるよう調整すること。
 - (2) 灌水のための用水
使用にあたっては極力節減に努めること。
- 6 作業内容については別紙1、2及び別図のとおりとし、細部については、監督員の指示による。
- 7 作業日程について予定表を作成し監督員に提出すること。

- 8 草花の植え替えにあたっては、監督員と草花の種類等を調整し行うこと。
- 9 薬剤散布・雑草管理を実施するにあたっては、環境省作成の「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を参考とすること。
- 10 委託業務による各種発生材は、場外搬出処分とし、適法に処分すること。
- 11 その他、この仕様書に定めのないものについては、両者協議のうえ定めることとする。
- 12 委託業務の中止
令和6年度の歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該事業にかかる減額等があったときは、本業務委託を停止、中止又は取り消すことがある。
なお、この場合において、すでに要した費用を発注者に請求することができない。

浦和競馬場花壇等草花管理業務作業内容

四季折々の草花で浦和競馬場の景観を彩るため、下記の作業を実施してフラワーポットや花壇等の草花の管理を万全に行うものとする。

また、作業にあたっては近隣住民や公園利用者へ事前周知を行う等、適切な措置を講じるとともに、十分に安全管理を徹底すること。

1 公園内花壇管理

公園内の花の植え替え、除草等の花壇の維持管理を次のとおり行うものとする。

- (1) 公園内円形花壇（別図 ①）の植え替え、補植を行う。実施は年 4 回とし、4 月は、2,500 株、7・10・12 月は、各 1,500 株で行う。
- (2) 公園内円形花壇（別図 ①）の除草、施肥を行う。実施は 4 月～11 月の内 32 日とし、作業 1 日 4 時間 5 名で行う。
- (3) 遊水池にある菖蒲花壇（別図 ②）の除草、施肥を行う。実施は年間の内 8 日とし、作業 1 日 4 時間 5 名で行う。
- (4) 浦和ビクトリービジョン横にあるアジサイ花壇（別図 ③）の除草、施肥、剪定を行う。実施は年間 4 回とし、作業 1 日 4 時間 2 名で行う。
- (5) ゴール前の大型花壇（別図 ④）の植え替え、補植を行う。実施は年 4 回（春夏秋冬）とし、1 回につき 1,008 株行う。
さいたま市南区から提供されるヒマワリも夏前に植えること。
- (6) ゴール前の大型花壇（別図 ④）の除草、施肥を行う。実施は年間の内 36 日とし、作業 1 日 4 時間 5 名で行う。
さいたま市南区から提供されるヒマワリの除去、コスモスの種まき・除去作業も行う。
- (7) ゴール前の大型花壇のラベンダーの摘み取り、剪定を行う。実施は年間の内 2 日とし、7 月頃に摘み取り、11 月頃に剪定を行う。作業は 1 日 4 時間 5 名で行う。

2 場内フラワーポット等管理

場内の花の植え替え、補植等保守管理を次のとおり行う。

- (1) 管理対象 場内プランター大型 (別図 ⑤) 100株 (10株×10基)
場内プランター小型 (別図 ⑥) 130株 (5株×26基)
- (2) 草花の植え替えを年5回行う。四半期毎、季節に応じて花種を替えること。
- (3) 草花の補植を適宜行う。定期的に巡回し生育状況を確認すること。
- (4) 状況に応じて除草、施肥、灌水、花殻詰み、枯損した草花の除去等の保守管理を行うこと。

3 開催前草花管理

パドックの花の置きかえ、ゴール板両脇の傾斜コンテナの置きかえ等の保守管理を行う。
実施は年12回とし、開催前に行う。

- (1) 管理対象 パドック (下見所前) (別図 ⑦) 内の置き花 (150株)
ゴール板両脇 (別図 ⑧) の傾斜コンテナの置きかえ (18基)
ハンギングバスケット (別図 ⑨) の設置・花の置きかえ (6鉢)
- (2) パドック (下見所) 内の花の置きかえを年12回分行う。
ゴール板両脇の傾斜コンテナの置きかえを年12回分行う。
正門通路アーケード下のハンギングの設置・撤去1回及び置きかえを11回行う。
原則として浦和競馬本場開催前日を基準とする。
季節に応じて花種を選定すること。
- (3) 状況に応じて、草花の補植、並び替え、枯損した草花の除去等の管理を行うこと。
- (4) 施肥、灌水等の保守管理を適宜行うこと。

作業内訳書

	名称	内容	数量	単位	備考
	1. 公園内花壇管理				
①	円形花壇	植え替え (草花)	2500株	1回	季節にあった草花(4月)
	〃	〃	1500株	3回	季節にあった草花(7,10,12月)
	〃	除草・堆肥	一式	32日	4h×5名
②	菖蒲花壇	除草・堆肥	一式	8日	4h×5名
③	アジサイ花壇	除草・堆肥・剪定	一式	4日	4h×2名
④	ゴール前大型花壇	植え替え (草花)	1008株	4回	第2・第3花壇
	〃	ラベンダーの摘み取り		1日	7月頃 5名 第4花壇
	〃	ラベンダーの剪定		1日	11月頃 5名 第4花壇
	〃	植え替え・種まき		各1日	第5花壇(ヒマワリ・コスモス)
	〃	除草・堆肥	一式	36日	4h×5名 (第1~第5花壇内全て)
	2. 場内フラワーポット管理				
⑤	場内プランター大型	植え替え	100株	5回	10株×10基
	〃	補植・花殻摘み	適宜	7回	
⑥	場内プランター小型	植え替え	130株	5回	5株×26基
	〃	補植・花殻摘み	適宜	7回	
	3. 開催前草花管理				
⑦	パドック内置き花	置きかえ	150株	12回	10ポット×12トレー 5ポット×6トレー
⑧	傾斜コンテナ	置きかえ	18基	12回	ゴール板両脇 9基×2カ所
⑨	ハンギングバスケット	設置・撤去	6鉢	各1回	
	〃	置きかえ	6鉢	11回	